

人材サービス利用規約

(目的)

第1条 本契約は、乙が法および本契約に基づき、求職者の中から甲が求める人材を選定の上、甲が採用に至るまでの支援活動(人材の募集、探索、調査、面接、選考、労働条件の決定等)に関する人材紹介業務)を行うことを目的とする。

(関係法令の遵守)

第2条 乙が人材紹介を行うにあたり法を遵守し、また、甲は乙から紹介された求職者を受け入れるにあたっては、労働基準法はもとより、労働安全衛生法その他関係法令(以下「関係法令」という)を遵守する。

(求人票の作成)

第3条 甲は、求人票を申し込むにあたり乙が必要とする項目に関する情報を全てかつ正確に伝えなければならない。また、乙は求人票に当該情報を全てかつ正確に記載しなければならない。

(求職者の選定)

第4条 乙は、求人票に基づく人材に適する資格、能力、知識、技術、技能、および経験等を有する求職者を選任し、甲に紹介する。

(職業紹介責任者の選任)

第5条 乙は、職業紹介責任者を選任する。職業紹介責任者は、管理簿等の作成、求職者から申出を受けた苦情の処理等を行う。

(苦情の処理方法)

第6条 ①甲および乙は、求職者からの苦情の申出を受ける担当者を選任し、当該担当者の氏名、求職者から申出を受けた苦情の処理方法および甲乙間の連絡体制等を定めることとする。

②前項により苦情を処理した場合には、甲および乙は、その結果について必ず求職者に知らせる。また、乙は当該苦情の内容を記録することとする。

(適正な就業の確保)

第7条 甲は、求職者に対し、関係法令、本契約および個別契約を守って求職者を受入れ、就業が適正かつ円滑に行なわれるように配慮しなければならない。乙は、甲の求人申込みを受け付けるときは適正な就業ができる条件であるかを確認し、当該申込みを受け付けるかを判断する。

(紹介手数料)

第8条 ①本契約に基づく紹介手数料は、成功報酬とし、甲は、乙の請求に基づき支払うものとする。紹介手数料は、甲が乙から人材を採用することを決定し、当該採用者が甲に入社した時点で発生するものとする。

②甲は、前項の決定を行ったときは、甲が当該採用者に対して発行した採用決定通知書の写しを遅滞なく乙に提出するものとする。

③甲は、乙の紹介した求職者が甲に入社した場合、本契約の成功報酬として採用者1名につき別途覚書等で定める紹介手数料及び消費税を支払う。

④甲は、紹介料の支払いを採用決定者と労働契約を締結後30日以内に、乙の指定する銀行口座振り込み送金の方法により支払うものとする。

(紹介手数料の保証)

第9条 ① 乙は、求職者が甲へ入社後、当該求職者の責による解雇または自己都合により退職した場合(以下「退職」という)は、次の条件により前条で支払われた成功報酬を、退職した日の翌月の末日までに甲の指定する口座に振込み返還する。

1. 求職者の入社日から1ヶ月以内の退職、紹介手数料の80%
2. 求職者の入社日から1ヶ月を超えて3ヶ月以内の退職、紹介手数料の50%
3. 求職者の入社日から3ヶ月を超えて6ヶ月以内の退職、紹介手数料の5%

② 甲の責に帰すべき事由により、決定していた求職者の受入れができなくなった場合は、紹介手数料を請求することができる。

(個人情報の保護)

第10条 ① 甲および乙は、本契約の履行にあたって知り得た求職者の個人情報を正当な理由なく第三者に漏洩、開示または不正に利用してはならない。

② 乙が甲に提供することができる求職者の個人情報は、法に定められた情報に限る。

③ 甲は、乙または求職者に対し、法により開示が許された情報以外の求職者の個人情報の開示を求めてはならない。ただし、利用目的を示して当該求職者の同意を得た場合、または個人情報保護に関する法律等、他の法律に定めがある場合はこの限りではない。

(営業秘密の保持)

第11条 甲および乙は、本契約および人材紹介覚書の履行にあたって知り得た相手方の営業秘密について、事前の書面等による相手方の同意なく第三者に漏洩、開示または不正に利用してはならない。

(雇用の禁止)

第12条 甲は、乙から紹介された求職者を受け入れるまでの間に、当該求職者を甲あるいは甲の関連会社等に雇用する旨の勧誘をし、または雇用してはならない。

(権利・義務の譲渡等の禁止)

第13条 甲および乙は、事前の書面等による相手方の同意を得ない限り、本契約に基づく権利、義務の全部または一部を第三者に譲渡、承継あるいは担保に供してはならない。

(損害賠償)

第14条 甲または乙が、故意または過失により相手方に損害を与えた場合には、相手方に対してその損害を賠償する責を負う。

(契約解除)

第15条 甲または乙が、相手方が次の各号の一に該当した場合には、相手方に対し何らの催告を要せず、将来に向かって本契約の全部もしくは一部を解除することができる。

1. 本契約の定めに違反したとき。
2. 仮差押、仮処分、差押または競売の申立て等を受けたとき。
3. 民事再生、会社更生、破産または特別清算手続等の申立てがあったとき。
4. 解散の決議をしたとき。
5. 正当な理由なく公租公課を滞納して督促を受けたとき。
6. 金融機関からの取引停止の処分を受けたとき。
7. 事業停止命令、改善命令または事業廃止命令を受けたとき。
8. その他前各号に準ずる行為があったとき。

(契約解除時の措置)

第16条 前条により契約が解除された場合は、乙は甲から提供された情報を直ちに返還または当該データの削除を行う。

(残存条項)

第17条 本契約が有効期間満了または解除により終了した場合といえども、本契約第12条(個人情報の保護)、第13条(営業秘密の保持)、第16条(損害賠償)及び第23条(管轄裁判所)については、なお効力を有する。

(有効期間)

第18条 ①本契約の有効期間は、契約締結日より1年間とする。ただし、本契約の期間満了の1ヶ月前までに甲乙いずれからも書面による契約終了の意思表示のない限り、本契約の有効期間は自動的に1年間延長され、以降も同様とする。

②本契約が有効期間満了または解除により終了した場合といえども、すでに締結した人材紹介覚書については、別段の意思表示のない限り当該個別契約の期間満了まで有効とし、それに関しては本契約の定めるところによる。

(協議事項)

第19条 本契約に定めのない事項または条項の解釈につき疑義を生じた場合は、関係法令を尊重し、甲乙協議の上、円満に解決する。

(管轄裁判所)

第21条 本契約または人材紹介覚書において甲乙間に紛争が生じた場合は、大阪地方裁判所をもって管轄裁判所とする。